

那須烏山市議会議員 あて

(議席番号) 2番 東原 勇二



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. 基金の運用について	1. 本市の令和8年3月31日時点での基金残高は128億5,100万円である。 令和6年8月に日本銀行は、平成25年から13年間実施してきた異次元緩和措置による金利のつかない政策から、180度政策転換を図り、金利のある政策に移行し、現在も更なる金利引き上げの過程にある。 そこで本市の多大な基金の運用について、今後の取り組み方針を伺う。 2. 市長の基金の取り組み方針を踏まえた上で、基金の運用状況について、日本銀行の政策金利の変更は令和6年8月からのため、その前後の基金の運用の取り組みがどのように変わったかが分かるよう、令和5年度と令和7年度の運用状況について、以下の点について伺う。 ① 預金以外、つまり債券等の取引金融機関はいくつあるか伺う。 ② 預金以外、つまり債券等の運用件数は何件になるか伺う。 ③ 預金以外、つまり債券等に購入残高はいくらになるか伺う。 ④ 債券のそれぞれ単年度の平均利回りはいくらになるか伺う。 ⑤ 基金運用の単年度の利子収入はいくらであったか伺う。 3. 全国他市の基金運用体制を見ると、基金運用に関して取り組みの組織化、明文化が図られ、合議制や判断材料の可視化により、今後の経済情勢の変化に素早く、且つ的確に対応しようとする姿勢が見受けられる。 そこで、本市の基金の運用体制の更なる強化について、本市の場合は各基金の設置及び管理条例があるが、それぞれ運用に関する記載は簡略的であり、これを持って担当課が基金の運用をすることは多少の迷いを生じされる事が懸念される。 そこで本市の基金運用体制を更に強化するために、以下の設置、制定をすべきと考えるが、市の見解を伺う。 (1) 公金管理委員会の設置 (2) 公金の保管及び運用基準の制定 (3) 債権運用指針の制定 (4) 年度毎に市資金管理計画の作成	市 長



2. 那須烏山市制度融資の取り組み、並びに栃木県制度融資の市内事業者への周知について	市長				
1. 令和8年度那須烏山市中小企業振興資金の運転資金の各金融機関の融資枠の増額について 令和8年2月に始まったイラン紛争により、国内中小企業のおよそ4割以上が、経営において何らかのマイナス影響を受けている。 ナフサを初めとする素材・原材料のコスト高騰や、エネルギー・輸送費の負担増によるガソリン、電気・ガスの高騰、更には思うようにいかない価格転嫁の難航が現在も続いている。 よって、市内事業者においても資金繰りや収益の悪化が懸念される。 そこで、本件制度融資を取り扱う3金融機関へのヒアリングを行ったところ、中小企業振興資金の運転資金の枠については、いずれの金融機関ともそれぞれの融資枠の上限に達しているとの事である。 本制度融資は金融機関にとっては預託金があり、又資金を希望する事業者にとっては栃木県信用保証協会の保証料が本市により補填されることから、極めて事業者へ配慮した借り入れニーズが高い融資制度である。 よって、令和9年からの各金融機関の当該融資枠の増額の検討をすべきと考えるが、市の見解を伺う。					
2. 令和8年度栃木県制度融資、経営安定資金の中の「物価高騰等緊急対策資金」の本市法人・事業者への周知について 本制度融資は令和8年4月1日より、物価高騰等の影響対策資金として緊急に設定された融資制度であり、融資限度額1億円、融資期間10年以内（うち返済据置2年以内）、金利も1.3%～1.5%の固定金利と極めて借り手にとって有効な県制度融資となっている。 他方、各金融機関では業務の多様化もあり、本制度融資をすべての事業者へ周知することは困難であると考え、本市経済、商業の発展のため、本市としても法人・事業者への周知を検討してはどうか伺う。					
総計時間	60分	発言所要時間	30分	答弁を求める予想時間	30分